

組合 Q & A

代表理事の残任義務

役員改選し、理事会を開催したが新代表理事が決まらない。前代表理事は理事に選ばれなかったが残任義務はあるか

代表理事が退任して、その後任者が決まらない場合の法律関係は少し複雑です。

代表理事には、二重の残任義務が課されているからです。理事としての残任義務と、代表理事としての残任義務の二つです。

任期満了で退任した代表理事は、次の代表理事が就任するまで代表理事として残任しなければなりません。そうしないと代表理事が不在の状態になってしまうからです。

疑問なのは、前代表理事が新理事に選出されなかった場合でも残任義務はあるのかということ。理事としての身分は新理事が就任した時点で終わります。終わっているのに、代表理事不在の状態を避けるために前代表理事は残任し

なければならぬのでしょうか。

結論は、前代表理事に残任義務はないということになります。理事でない者が代表理事として残任するのは不適切だからです。代表理事不在の状態が続くことになりませんがやむを得ません。株式会社の前代表取締役の辞任で残任義務が争われた例があります。(※)

A 会社の甲代表取締役が辞任届を会社に郵送しました。新たに取締役として経営に参加してきた者に実権を握られるようになったため、辞めることにしたのです。甲氏は辞めて B 会社を設立し、以前から自分が担当していた顧客 C を B 会社の取引先にして営業を始めます。A 社は、顧客 C を奪った甲氏の行為が、A 社の取締役としての善管義務・忠実義務違反にあたるとして五〇〇万円の損害賠償を求めました。

争点は、甲氏に残任義務があったのかという点です。裁判所は、次のような理由で甲氏に残任義務はないとしました。

「善管・忠実義務違反で損害賠償を求めることができるのは、甲氏が A 社の取締役として残任している場合である。甲氏が辞任して

も A 社の取締役は最低数を満たしているため、甲氏の辞任は残任義務なく有効に成立する。

代表取締役は取締役の地位を前提とするから、取締役辞任が有効ならば代表取締役になる資格を失う。資格がなければ代表取締役の地位も残任義務なく退任する。したがって、損害賠償責任はない」

この判決から、組合の代表理事も理事でなくなれば代表理事として残任することはないということになります。新理事による理事会を開催して早く代表者を決める必要があるでしょう。

ポイント

★代表理事には二重の残任義務がある

★理事退任後は代表理事としての残任義務なし

(※)東京地裁昭和四五年七月二三日判決 判例時報六〇七号 八二頁

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行より転載。

◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】組合への加入は、原子加入と持分承継加入の2つに分けられ、持分承継加入は相続加入と持分譲受加入の2つに分かれる。

【第3問】脱退は、組合員の意思による自由脱退と、組合員資格の喪失等、組合員の意思に関係しない法定脱退に分けられる。

【第4問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財務状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

【第5問】自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。

《解答》

【第1問】×(新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の決議でよいとされている。したがって総会の承認は必要ない。(協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。)) 【第2問】○ 【第3問】○ 【第4問】×(組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状態により増減することはできない。) 【第5問】○